

「地域包括ケアシステム」の実現等に向け 介護保険法等が改正されました（平成 24 年 4 月 1 日施行）

「医療と介護の連携強化」「高齢者の住まいの整備」などを主眼として介護保険法等が改正され（平成 23 年 6 月 22 日公布・法律第 72 号）、平成 24 年 4 月 1 日から施行されることになりました。詳細は政省令や告示の公布および通知の発出を待つこととなりますが、現時点での改正内容のあらましをご案内いたします。なお、「介護保険制度の解説」（平成 21 年 5 月版）における関連する箇所を記しました。株式会社 社会保険研究所

1 医療と介護の連携強化等

医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスが連携した要介護者等への包括的な支援(地域包括ケア)の推進

「地域包括ケアシステム」は、ニーズに応じた住宅が提供されることを基本とした上で、生活上の安全・安心・健康を確保するために、医療や介護、予防のみならず、福祉サービスを含めた様々な生活支援サービスが日常生活の場（日常生活圏域）で適切に提供できるような地域での体制と定義されます。その際、「おおむね 30 分以内に駆けつけられる圏域（中学校区を基本）」を理想的な地域包括ケア圏域として定義し、地域包括ケアを推進します。

（次ページに続く）

介護保険制度の解説(平成 21 年 5 月版)—解説編— 追加情報

平成 21 年 11 月から平成 23 年 7 月にかけての介護保険制度における主要な改正点・変更点をまとめました。

頁	改正・変更の内容
22	基本指針の「37%」の参酌標準を撤廃（平成 22 年 10 月） 第 5 期介護保険事業計画の指針となる「介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本指針」において、要介護 2 以上の認定者に対する施設・居住系サービス利用者の割合を「37%」以下とする参酌標準が撤廃されました（22.10.7 告示 363）。
43	「特定高齢者」の名称を廃止等（平成 22 年 8 月から） 基本指針及び「介護予防事業の円滑な実施を図るための指針」において「特定高齢者」の名称が廃止され、各市町村で親しみやすい通称の使用を推奨することとされました（22.8.6 告示 324）。なお、地域支援事業実施要綱も、対象者の把握事業における調査の簡素化等の見直しを踏まえ、平成 22 年 8 月に改正（22 老発 0806-1）が行われています（その後、平成 23 年 7 月に別途改正＝23 老発 0714-2）。
95	要介護・要支援認定の有効期間の柔軟な設定（平成 23 年 4 月から） 区分変更申請及び要介護⇔要支援となる（それぞれの更新申請とみなされる）更新申請における設定可能な認定有効期間の範囲が 3～12 ヶ月に変更されました（23.3.10 省令 20＝介護保険法施行規則の一部改正）。
164	高額医療合算介護サービス費における高齢受給者の限度額据置規定の延長（平成 22 年 8 月から） 平成 24 年 7 月 31 日まで 56 万円（表の※3）が適用されます（22.3.31 政令 65・23.3.30 政令 55＝健康保険法施行令の一部改正）。
176	要介護旧措置入所者の経過措置の延長（平成 22 年 4 月から） 特別養護老人ホームの旧措置入所者についての利用者負担の経過措置（従前の費用徴収額を上回らない）は、平成 22 年 3 月までと規定されていましたが、介護保険法施行法の改正（22.3.31 法律 16）により、「当分の間」の措置とされ、実質延長されました。
272	都市型軽費老人ホームの基準の設定（平成 22 年 4 月から） 「軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準」（20.5.9 省令 107）に都市型軽費老人ホームの規定が追加されました（22.3.31 省令 46）。
278 等	地域密着型サービスの運営基準の改正（平成 22 年 9 月 29 日から） 小規模多機能型居宅介護及び認知症対応型共同生活介護（予防含む）において、非常災害対策に関する規定について、「訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない」旨が追加されました（22.9.29 省令 106）。
303 ・ 323	介護保険施設・ユニット型の床面積の基準の改正（平成 22 年 9 月 30 日から） 「13.2 平方メートル以上を標準」が「10.65 平方メートル以上」と改正されました（22.9.30 省令 108）。

地域包括ケア実現のために、日常生活圏域ごとの地域ニーズや課題の把握を踏まえた事業計画を策定（→20 頁）

地域包括ケアの実現を目指すため、第5期計画（平成24～26年度）では次の取組を推進します。

- ・日常生活圏域ニーズ調査を実施し、地域の課題・ニーズを的確に把握
- ・地域の実情を踏まえ認知症支援策、在宅医療、住まいの整備、生活支援を計画に位置付け記載

単身・重度の要介護者等に対応できるよう、24 時間対応の定期巡回・随時対応サービスや複合型サービスを創設（→125 頁等）

①定期巡回・随時対応サービス

重度者を始めとした要介護高齢者の在宅生活を支えるため、日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護が密接に連携しながら、短時間の定期巡回型訪問と随時の対応を行う「定期巡回・随時対応サービス」（定期巡回・随時対応型訪問介護看護）が創設されます。

※1つの事業所から訪問介護・訪問看護を一体的に提供する、または、外部の訪問看護事業所と緊密な連携を図って訪問介護を実施するなど、訪問介護と訪問看護の密接な連携を図りつつ実施されます。

※在宅療養支援診療所等、地域の医療機関との連携も重要とされます。

※地域密着型サービスとして位置づけ、市町村（保険者）が主体となって、圏域ごとにサービスを整備できます。

②複合型サービス

小規模多機能型居宅介護と訪問看護など、複数の居宅サービスや地域密着型サービスを組み合わせて提供する複合型サービスが創設されます。

これにより、利用者は、ニーズに応じて柔軟に、医療ニーズに対応した小規模多機能型サービスなどの提供を受けられるようになります。また、事業者にとっても、柔軟な人員配置が可能になる、ケアの体制が構築しやすくなるという利点があります。

このサービスは、定期巡回・随時対応型訪問介護看護と同様、地域密着型サービスとして位置づけられます。

保険者の判断による予防給付と生活支援サービスの総合的な実施（→40 頁、150 頁等）

市町村の判断により、要支援者・介護予防事業対象者向けの介護予防・日常生活支援のためのサービスを総合的に実施できる制度が創設されます（**介護予防・日常生活支援総合事業**）。事業を導入した市町村においては、市町村・地域包括支援センターが、利用者の状態像や意向に応じて、予防給付で対応するのか、新たな総合サービスを利用するのかを判断します。

利用者の状態像や意向に応じて、介護予防、生活支援（配食・見守り等）、権利擁護、社会参加も含めて、市町村が主体となって総合的で多様なサービスを提供します。

介護療養病床の廃止期限を猶予（新たな指定は行わない）（→23 頁、26 頁、145 頁、334 頁、342 頁）

介護療養病床は、平成24年3月31日までに、老人保健施設などの介護施設等に転換することになっていましたが、転換期限が6年間延長されました（引き続き、転換のための必要な追加的支援策を講じる）。

2 介護人材の確保とサービスの質の向上

介護福祉士や一定の研修を受けた介護職員等によるたんの吸引等の実施（社会福祉士及び介護福祉士法の改正）

介護福祉士及び一定の研修を受けた介護職員等は、一定の条件の下にたんの吸引等の行為を実施できるようになりました（たんの吸引や経管栄養は「医行為」と整理されており、従来は、一定の条件の下において容認されていたものの、法的に不安定な状況と指摘されていました）。

介護事業所における労働法規の遵守の徹底、事業所指定の欠格要件・取消要件に労働基準法等違反者を追加（→192 頁、193 頁、194 頁）

介護サービス情報の公表制度の見直し（事業者の負担軽減、利用者に分かりやすい情報公表）（→356 頁）

3 高齢者の住まいの整備等（→28 頁、273 頁）

有料老人ホーム等における前払金の返還に関する利用者保護規定の追加（老人福祉法の改正）

有料老人ホーム及びグループホームへの入居後一定期間の契約解除の場合に、家賃、サービス費用などの実費相当額を除いて、前払金を全額返還する契約を締結することが老人福祉法上、義務づけられました。ま

た、前払金としては、家賃、介護等のサービス費用、敷金のみを受領可能とし、権利金等を受領しないことが老人福祉法上、義務づけられました。さらに、都道府県による改善命令や罰則が規定されました。

サービス付き高齢者向け住宅の供給の促進

(高齢者住まい法の改正＝平成 23 年 4 月 28 日公布・法律第 32 号、平成 23 年 10 月 20 日施行)

日常生活や介護に不安を抱く「高齢単身・夫婦のみ世帯」が、施設への入所ではなく、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、新たに創設される「サービス付き高齢者住宅」（高齢者住まい法）に、24 時間対応の「定期巡回・随時対応サービス」（介護保険法）などの介護サービスを組み合わせたしくみの普及を図ることになりました（現行の高齢者円滑入居賃貸住宅、高齢者専用賃貸住宅、高齢者向け優良賃貸住宅は廃止）。

4 認知症対策の推進

市町村の介護保険事業計画における実情に応じた認知症支援策の盛り込み（→20 頁）

市民後見人の育成・活用など、市町村における高齢者の権利擁護の推進（老人福祉法の改正）（→121 頁）

5 保険者による主体的な取組の推進

地域密着型サービスについて公募・選考による指定が可能（→275 頁）

【公募制の導入】市町村の判断により、公募を通じた選考によって、定期巡回・随時対応サービス等（在宅の地域密着型サービス）についての事業者指定を行えるようになります。

【居宅サービス指定に当たっての市町村協議制の導入】定期巡回・随時対応サービス等の普及のために必要がある場合は、市町村は都道府県に協議を求めることができるようになります。

地域密着型サービス等の市町村の独自報酬設定権の拡大（→277 頁）

地域密着型サービス等の介護報酬については、厚生労働大臣の認可によらず、市町村独自の判断で、全国一律の介護報酬額を上回る報酬を設定可能とします（介護報酬額の上限は、厚生労働大臣が定めます）。

地域密着型サービス等の指定事務の簡素化（→274 頁）

事業所所在地・所在地以外の両方の市町村長の合意があらかじめあれば、所在地の市町村の指定を受けた事業所が所在地以外の市町村に申請を行った際は、従来必要だった所在地の市町村長の同意が不要となります。

地域包括支援センターの機能強化（→52 頁）

地域包括支援センターは、介護サービス事業者、医療機関、民生委員、ボランティア等の関係者との連携に努めなければならないとされ、また、市町村は、委託型の地域包括支援センター等に対し、包括的支援事業の実施に当たり運営方針を明示しなければならないとされました。

6 保険料の上昇の緩和（→399 頁）

各都道府県の財政安定化基金を取り崩し、介護保険料の軽減等に活用

必要な見込額を残して、財政安定化基金の余裕分を第 1 号保険料の上昇の緩和等に活用することになりました。また、市町村準備基金について、第 4 期中の積立見込額の一部を取り崩すことにより保険料軽減に活用できることになりました。

7 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進

サービス事業者の法人格要件を条例に委任（→193 頁、275 頁）

現在、原則としてサービス事業者は法人であることが要件ですが、改正後は次のサービスについては事業者の法人格要件の有無は条例（指定権者が制定）で定めることとなりました。

指定居宅サービス事業者 指定介護予防サービス事業者

指定地域密着型サービス事業者 指定地域密着型介護予防サービス事業者

サービスの基準を条例に委任(平成 23 年 5 月 2 日公布・法律第 37 号, 平成 24 年 4 月 1 日施行)

(→198 頁, 278 頁, 317 頁)

現在, 介護保険で提供されるサービスの基準は一律に厚生労働省令(国の基準)で定められていますが, 改正により条例(指定権者が制定)で定めることとなりました。なお, 国の基準との関係は表のとおり整理されています。

指定居宅サービス, 指定地域密着型サービス, 指定介護予防サービス, 指定地域密着型介護予防サービス, 基準該当居宅サービス及び基準該当介護予防サービス		
①従業者に係る基準及び当該従業者の員数	②居室, 療養室及び病室の床面積	厚生労働省で定める基準(国の基準)に従い定める
③利用定員(小規模多機能型居宅介護, 介護予防小規模多機能型居宅介護, 認知症対応型通所介護及び介護予防認知症対応型通所介護)	④運営に関する事項のうち, 利用者・入所者等のサービスの適切な利用, 適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持等に密接に関連するものとして厚生労働省令で定めるもの	
⑤利用定員(③以外)		国の基準を標準として定める
⑥その他		国の基準を参酌して定める
指定介護老人福祉施設, 介護老人保健施設及び指定介護療養型医療施設		
①介護老人保健施設の医師及び看護師の基準, 療養室, 診察室及び機能訓練室の基準		厚生労働省令(国の基準)で定める
②サービスに従事する従業者及び員数(①を除く)	③居室, 病室の床面積	厚生労働省で定める基準(国の基準)に従い定める
④運営に関する事項のうち, 入所者・入院患者のサービスの適切な利用, 適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持に密接に関連するものとして厚生労働省令で定めるもの		
⑤その他		国の基準を参酌して定める
指定地域密着型介護老人福祉施設, 指定介護老人福祉施設の入所定員		
指定地域密着型介護老人福祉施設の入所定員	29 人以下であって市町村の条例で定める数	
指定介護老人福祉施設の入所定員	30 人以上であって指定権者の条例で定める数	

指定居宅サービス事業者等について, 指定等, 報告命令, 立入検査等の事務を都道府県から指定都市及び中核市に移譲(大都市特例の創設)(→190 頁, 194 頁, 306 頁, 316 頁, 328 頁)

都道府県知事が処理している指定居宅サービス事業者, 指定居宅介護支援事業者, 指定介護老人福祉施設, 介護老人保健施設及び指定介護予防サービス事業者の指定等, 報告命令, 立入検査等については, 指定都市及び中核市へ移譲されます。※サービスの基準の条例制定の権限についても, 都道府県から指定都市及び中核市へ移譲されます。

8 このほかの改正内容

項目	内容	本書関連箇所
介護保険法の改正		
国及び地方公共団体の責務	各種施策を, 医療及び居住に関する施策との有機的な連携を図りつつ包括的に推進するよう努める 認知症に関する調査研究の推進等に努める	16 頁
介護保険事業(支援)計画の記載事項の一部を努力義務とすること等	サービスの確保方策や事業者の連携方策などの記載については, 法律上, 努力義務とする 等	20 頁
指定都道府県事務受託法人に関する制度の創設	都道府県は, 居宅サービスを行った者等に対して行う質問等について, 当該事務を適正に実施することができると認められるものとして都道府県知事が指定する指定都道府県事務受託法人に委託できる	18 頁
介護保険法以外の改正		
介護福祉士の資格取得方法の見直しの延期	平成 24 年度から実施される予定だった介護福祉士の資格取得方法の見直し(養成施設卒業者に国家試験を, 実務経験者に実務者研修を義務づけ)を 3 年間延期, 平成 27 年度から施行	367 頁